

平成27年度 第1回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成27年5月28日（木）10時05分～12時00分
- 2 場 所：市川教育会館3階 多目的ホール
- 3 出席者：磯部委員、植野委員、内野委員、大井委員、金委員、木下委員、
木本委員、小井土委員、酒井委員、椎名委員、竹野委員、富岡委員、
永井委員、長坂委員、中村委員、松尾委員、三浦委員、宮本委員、
森田委員、山崎委員
事務局：市川市 障害者支援課（秋本課長、渡辺主幹、池澤副主幹、
石田主任）
市川市 障害者施設課（鷺沼課長）
市川市 発達支援課（富川主幹、野口副主幹）
傍聴：3名
- 4 議 事：
 - （1）開会
 - （2）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
 - （3）専門部会のあり方について
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 5 提出資料：
 - （1）自立支援協議会委員名簿
 - （2）指定相談支援事業所および障害児支援事業所一覧表
 - （3）相談支援部会資料
 - （4）就労支援部会資料
 - （5）生活支援部会資料
 - （6）障害者団体連絡会資料
 - （7）就労継続支援B型事業所ガイド

【開会 10時05分】

【議事（1）開会】

○山崎会長より開会宣言。

山崎会長 : 今年度に入りまして最初の協議会となりますが、委員の交代もありましたので、実質的な議論に入る前に、会議に関するルールの確認をしておきたいと思います。会議の公開・非公開及び会議資料・会議録の公開についてです。まず、「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」によりまして、会議は原則公開していくことになっております。ただし、協議を進めていく中で個人が特定できるものなどについては、傍聴者を退席させるなど、その時だけ非公開にするといった取り扱いをおこなうこととしております。従いまして、本協議会におきましても、会議を公開することとし、傍聴を認めております。また、会議資料・会議録の公開についても、市のホームページ等で公開していきたいと考えております。これも委員の実名での作成といった点も含めて、会議録等の公開をしていくという方向でよろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

山崎会長 : ありがとうございます。それでは、今後は、ただ今確認させていただいたルールで会議を進めていきたいと思っております。

【議事（2）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】

山崎会長 : では、これより次の議題に移りたいと思っております。市川市の自立支援協議会は、相談支援・生活支援・就労支援の3つの専門部会を設置して、それぞれの領域ごとの課題について掘り下げた議論や取り組みをしております。今回は、新たに出席された委員さんもいらっしゃいますので、その点にもご留意いただきながら、各専門部会での取り組みについて、簡単にご報告いただきたいと思います。それではまず、相談支援部会からお願いします。

長坂委員 : 相談支援部会からの報告をします。(資料3、P5に基づき報告)

障害者支援課 : サービス等利用計画の進捗状況ですが、4月末時点で87.4%となっております(渡辺主幹) おります。利用者数は2,088名に対して、作成済の計画が1,824件、そのうちセルフプランは855件となっております。セルフプランの割合が高いのは相変わらずですが、3月末で経過措置が切れておりますので、現在サービスを利用しているが、計画相談が付いていない方については、

支給決定が切れるまでには順次付けていく予定です。

発達支援課 : 27年度4月の受給者証の発行件数は、合計41件、内訳が事業所プラン(富川主幹) 3件、セルフプラン38件となっています。26年度の実績としましては、合計654件、事業所プラン25件、セルフプラン614件となっています。

三浦委員 : 私からは市川障害児者相談支援事業所連絡協議会の報告をします。(資料3、P7・8に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。続きまして、生活支援部会の報告をお願いします。

松尾委員 : 生活支援部会の報告をします。(資料5に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。それでは続きまして、就労支援部会からの報告をお願いします。

酒井委員 : 就労支援部会の報告をします。(資料4に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。それでは続きまして、障害者団体連絡会について、代表の大井委員さんから報告をお願いします。

大井委員 : 障害者団体連絡会の報告をします。(資料6に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。ここまでの報告について、質問・意見などございましたら、お願いします。

中村委員 : 就労支援部会から報告のあった資料7就労継続支援B型事業所ガイドには松香園や明松園が入っていませんが、何か違いがあるのでしょうか?

障害者支援課 : 松香園や明松園は提供しているサービスが生活介護になる為、このガイド(池澤副主幹)には載っていません。

山崎会長 : 就労継続支援B型は昔からの作業所が移行したというイメージがあるのですが、それでよろしかったでしょうか。

障害者支援課 : 従来の作業所や授産施設には、一般就労を目指している人とそこで働き続けることを目的とした人が混在しているといった課題があった為、障害者自立支援法施行時に、一般就労を目指す人は就労移行支援事業、そこで働き続ける人は就労継続支援といったように棲み分けがなされたものです。さらに就労継続支援は、雇用契約を結び、最低賃金以上が保証されるA型と従来の作業所や授産施設のイメージに近い、軽作業などにより工賃を受け取るB型とに分けられます。

山崎会長 : ありがとうございます。ついでとってはなんですが、生活介護についても説明いただけますでしょうか。

障害者支援課 : 生活介護は、どちらかというと障害の程度が重い方の日中活動の場という(池澤副主幹)意味合いが強く、名前にもあるように介護の占める割合が高くなります。その為、利用には一定以上の障害支援区分が必要になってきます。

山崎会長 : ありがとうございます。それでは、他になければ次の議事に移りたいと思います。

【議事（3）専門部会のあり方について】

山崎会長 : それでは次に、昨年度の最後の協議会において、自立支援協議会の専門部会のあり方について、今年度一年かけて見直しをはかるということになっておりました。先ほど、各部会からもこのことについて検討された旨ご報告がありましたが、ここであらためて、各部会で課題となっていることや具体的な意見などについてご報告いただいた上で、意見交換をしたいと思います。

内野委員 : 相談支援部会からの報告をします。(資料3、P6に基づき報告)

山崎会長 : ありがとうございます。続きまして、生活支援部会の報告をお願いします。

松尾委員 : 生活支援部会の報告をします。(資料5の4. 専門部会の再編に基づき報告)

山崎会長 : そもそもこの専門部会の再編については、生活支援部会が取り扱っている内容が幅広いということと、自立支援協議会にとっては孫部会にあたる元々存在していた会議体が抱える課題が多岐にわたることから、議題にあがっているものになります。続きまして、就労支援部会からお願いします。

酒井委員 : 就労支援部会の報告をします。(資料5、P10に基づき報告)

山崎会長 : 就労に関しては、今の括りでいいのではないかという前提に立った報告という印象を受けました。さらに、この括りのなかで部会の活動をどう充実させていこうかというものだったと思います。ここからは、今後部会の再編やどういった部会が必要かという議論になりますので、自由に発言いただきたいと思います。

植野委員 : 障害者総合支援法については来年以降見直しが行われますが、概ね5つのポイントがあると考えます。そのなかで意思決定支援については情報アクセシビリティの問題があります。これは視覚や聴覚障害のみならず、知的障害や発達障害の方にも言えることで、情報保障について十分な配慮が必要かと考えます。福祉サービスの利用が円滑に進むような環境整備をする為に、どのように話し合いを進めていくのか伺いたいと思います。もうひとつは、来年4月から障害者差別解消法が施行されるにあたって、県の障害もある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例や市町村の条例や実施要綱との関係で、どちらが優先されるのかということがあります。実際他市での話ですが、ヘルパー養成講座において、手話通訳を付けての受講を認めないという話がありました。そのあたりについても議論や整理

が必要かと思えます。

山崎会長 : 一つ目は障害者が情報を手に入れるための方法や施策を話し合う場が必要ではなかろうかというご意見だったと思えます。また、二つ目は県の条例等と国の差別解消法の関係性の話かと思えますが、これにはさらに二つの意味合いがあったかと思えます。一つは両者の間に矛盾点が生じた場合、どちらが優先するのかということで、これは純粋に法的な判断になると思えますが、もうひとつとして、差別の解消や合理的配慮に関する事例が出てきた場合に、話し合える場が必要なのではないかということだと思えます。後者の部分は自立支援協議会に求められるところなのかなと思えます。

木下委員 : 先ほどからの意見にもありましたが、専門部会の考え方については、第2次いちかわハートフルプランの重点施策に該当するところをキーにして設置するのが良いかと思えます。計画の中にある数値目標をゴールと設定しながら進めていくほうがわかり易いし、活動していく方としてもやり易いかと思えます。幅広いものに関してはプロジェクトチームを設置して対応するかたちが良いかと思えます。

山崎会長 : みなさんの意見を上手く集約していただいたかと思えます。第2次いちかわハートフルプランを基本として、喫緊のものをプロジェクトチームで対応していくということかと思えます。このことについては今年1年間かけて議論していきますが、大枠が見えたような気がします。これらをベースに各部会において、具体的な内容や構成メンバーの検討に入っていただきたいと思えます。各部会からは次回の本会議で報告及び提案をお願いしたいと思えます。

植野委員 : 先ほど就労支援部会からの報告の中で、ハローワークや商工会議所との連携についてあったと思えますが、千葉県には障害もある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づいた推進会議があります。障害者差別解消法を進めるにあたって、市でもそういったものを作るのはいかがでしょうか。

山崎会長 : 合理的配慮の問題が出てきたときに、それを話し合う場を作ってはという提案かと思えます。これについては、自立支援協議会の部会として設置するのか、自立支援協議会の外に作るのか等を含めて、各部会及び行政の方にも考えていただきたいと思えます。

【議事（4）その他】

山崎会長 : では次に「その他」ということで、まず、障害者施設課のほうから報告事項があるそうですので、よろしくをお願いします。

障害者施設課：本日お話しするのは、南八幡ワークスについてです。南八幡ワークスは昭
(鷺沼課長) 和57年に開設し、主に精神障害者の日中活動の場として市が運営を行っ
ております。平成23年度から指定管理者制度を導入し、現在は社会福祉
法人サンワークが管理・運営を行っております。この指定期間が今年度で
終了となっており、平成28年度からの運営について検討した結果、指定
管理者制度の継続はせず、建物を貸し出す形で、サンワークに引き続き運
営をお願いする完全民営化のかたちで進めております。最終的には市議会
の議決を経てからの決定となりますが、あらかじめ自立支援協議会委員の
皆様にお知らせしたく、今日お時間を頂いたところです。本市では長い間、
市の直営にて障害者の日中活動の場の整備及び運営を行ってきましたが、
近年では民間法人の力が高まっております。また、昨年社会福祉審議会
におきましても、民営化できるものに関しては民営化を進めるといった答
申も受けております。今回の南八幡ワークスの完全民営化も進めるのもこ
のような状況のなかでのこととなります。委員の皆様にはご理解とご協力
をお願いしたいと思います。

山崎会長：ありがとうございます。指定管理者制度から事業の形態が変わるとい
うことのお話だったと思います。その根拠は社会福祉審議会における答申で、
民間法人や事業者の力の高まりにより、民間にお願いできるものは民間で
というものだったと思います。このことに関してご質問などはございます
か。

磯部委員：今後残りの公立施設についても民間でというのは、第2次いちかわハート
フルプランにも記載がありますが、今回の南八幡ワークスのように、最初
5年は指定管理者制度で、その後完全民営化にするのか、それとも、当初
から民営化にするのか、どちらになるのでしょうか。

障害者施設課：現在、施設課所管の公立施設が市内に7つあり、そのうち2つが指定管
(鷺沼課長) 制度、5つが直営となっております。社会福祉審議会の答申を受けて、今
後民間でできるものは民間でという流れのなかで民営化を進めていくこと
になると思います。その手法については、現段階では検討中となっており、
個々の施設について、その状況やハード、環境面などにより、今後検討を
進めていくこととなります。

植野委員：公設公営とか公設民営、民設公営というふうな団体(施設)があつて、この
施設は民営なのかそれとも公営なのかとても分かりにくい名称の団体(施
設)の存在があり、とりわけ情報障害を持つ障害者には困ってしまいます。
この団体(施設)は民間の施設であれば、この団体(施設)の名称について配
慮が必要かと思えます。このあたりの確認や整理を検討していただきたい
と思えます。

障害者施設課：了解しました。

(鷺沼課長)

山崎会長：個々の施設については、検討中ということですので、進捗がありましたら、またこの場でご報告いただきたいと思います。

磯部委員：南八幡ワークスを指定管理者制度で5年間運営して、平成28年度から完全民営化という決定に至った過程について知りたいと思います。

障害者施設課：引き続き指定管理者制度を継続するのか、それとも別の方法を採用のかと(鷺沼課長) いうことを考えたときに、指定管理者制度のデメリットというものが出てきました。それと現在運営を行っている民間の力を考えたときに、南八幡ワークスについては、指定管理者として実績を積み重ねている法人ということもありますし、また利用者に対するアンケートの結果などから総合的に判断して、サンワークによる民営化が良いということになりました。

松尾委員：第2次いちかわハートフルプランのなかで、民営化の検討にあたって「ニーズの把握にあたっては、自立支援協議会や、関連する会議などの場を活用していきます。」という記述があると思います。私たちが一番感じるのは利用者とその家族にとって、なにが一番必要なのかということですが、ここにあるように、障害者施設課内での検討に留まらずに、公の場で、当事者やその家族を含め、どういったことが必要とされているのか、民間に期待する部分はどこなのか、きちっと意見を吸い上げて頂きたいと思います。また、そこに至るプロセスも明らかにしていただきたいと思います。生活支援部会のなかでの、市内の日中活動の場が中央部に偏在しているということから、送迎の問題が出てきています。それと、同じくハートフルプランには「今後、公の役割は『支援困難者等への対応』や『市内障害福祉サービスにおける支援の質を担保するための職員研修や人材育成』等、民間事業者の下支えに軸足を移していきます。」とあります。利用する立場の声を聞いてみると、なぜ公が安心なのかというと、それは潰れることがないからだと思います。安心感の担保というのは必要かと思いますが、また、支援困難者の対応というのは、民間は自由度が高い代わりに、経営の問題もあり、公立の職員配置には及ばないということがあります。そういった部分を検討していただければと思います。

森田委員：指定管理者制度だと利用者は市長と契約することになりますが、完全民営化となると、運営する法人との契約に変わることになると思います。その部分は利用者にとって見ると大きなことだと思います。南八幡ワークスが完全民営化になるにあたって、実際に管理・運営を担ってきたサンワークの酒井さんにこの5年間のことや今後のことについてどのようにお感じになっているか、伺いたいのですが。

酒井委員 : 私は法人の理事長ではなく、管理者という立場になりますが、お話ししたいと思います。南八幡ワークスが授産施設から自立支援法上の施設に変わるというときから、市に対しては様々な意見を述べてきたと思います。例を挙げると、道路一本隔てたところにほっとハートの施設がありまして、ちょうど経営的にも厳しい時期でしたので、市にはいろいろな要望を投げかけたかと思います。その後、指定管理者制度の募集が始まったときに、もともと精神障害者の授産施設ということで、私どもにも思い入れがありましたし、全く知らない法人が来てというのはちょっと…ということもありまして、提案書を出し、結果的に私どもが受けることになりました。サンワークとしては、法人内に同じ就労移行支援と就労継続B型をL事業所で行っておりまして、そちらでは人員の関係などで受け入れが難しい場合は、他の事業所を探すということを行っていましたが、南八幡ワークスについては公立で、かつ補助金も頂いているということもあり、できる限り、自分のところで受け入れようということによってまいりました。今回民営化のお話をいただいて、果たしてやっていけるのかという不安があるのと、一方で利用者がサンワークでいいのかどうかということもあり、法人内で話し合いを重ねてきました。一番の不安はいままで、指定管理料としていただいていた部分はなくなるということです。ご存知のように、就労移行支援は利用者が一般就労してしまうと、利用者が減ってしまい、赤字が続いてしまうという可能性もあります。ただ、市としても審議会の答申にもあるように、民営化を進めていくということで、当初指定管理者を受けたときに考えていたように、全く知らない法人が受けるよりは、これまで地域でやってきた私どもが受けたいと思ひまして、やれるかどうか不安ですが、頑張るしかないかなと思っております。

山崎会長 : ありがとうございます。長い歴史のある事業を民間に渡すということで、自立支援協議会としても、市には強力なバックアップをして頂きたいと思っております。

では次に、市民後見について、障害者支援課から現状についてご報告をお願いします。

障害者支援課 : 市民後見については、障害者総合支援法のなかで、新たに成年後見制度法（池澤副主幹）人支援事業として地域生活支援事業の必須事業の一つとして、位置付けられています。第2次いちかわハートフルプランのP74に記載があります。そこには事業内容として「成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業」と説明があります。計画の策定にあたっては、社会福祉審議会でも意見があり、実施の見込みとし

ては、平成27・28年度に検討を進め、29年度に実施となっております。このことに関しては障害だけでなく高齢者の部門とも共通の課題であることから、連携を取りながら進めていく予定です。

山崎会長 : ありがとうございます。後見の相談は非常に増えており、今後は市民後見人の活用も必要になってくることかと思えます。他にございますか。

酒井委員 : 就労支援部会からの説明のなかで、資料7の就労継続支援B型事業所ガイドを紹介させて頂きましたが、本日配布しているものは白黒印刷ですが、元々カラーで作成したのになります。できればこれをカラー印刷して配りたいのですが、社会福祉協議会において、印刷にご協力を頂けないでしょうか。

山崎会長 : ご要望を社会福祉協議会で検討したいと思います。また、今後継続的に使用することになれば、その分については自分たちの力で行なうようにして頂きたいと思えます。

木下委員 : 今の話に関連して、私ども障害者団体連絡会では啓発パンフレットの作成を考えておまして、そこには当然お金が必要になってきます。そこで、会の会計機能を持たせて、助成金をもらうということを考えていますが、方法論として、社会福祉協議会にご協力いただくことは可能なのでしょうか。

山崎会長 : 社会福祉協議会も自立支援協議会のメンバーということで、初回に限りということで検討させていただくという回答をしたつもりです。いま木下委員が話していただいたような方法でやっていただきたいというのが本当のところです。一つの考え方として、全てではありませんが、障害者の関連団体には助成金等をお渡ししています。そういったものを使い道の一つとしてご検討していただきたいと思えます。

木下委員 : 市川市社会福祉協議会からどういった団体に出ているのかが分からないのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。個別の団体ではなく、全体に対して出すほうがベターなのかなと思えますが。

山崎会長 : ご意見は承りました。社会福祉協議会の職員としてお答えしますが、どの団体にいくら出ているのかということは、手元に資料がありませんので、詳細は分かりません。また、連絡協議会のような全体に対して、助成金を出したほうがという話は、ご意見として伺いました。

木下委員 : わかりました。

山崎会長 : ありがとうございます。以上で、本日予定されていた議題については、全て終了しました。事務局からは何かございますか。

障害者支援課 : 長時間ありがとうございました。次回の協議会は7月下旬頃を予定しております。日時や開催場所につきましては、決まり次第、お知らせしたいと思います。(石田主任)

思いますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上です。

【議事（5）閉会】

山崎会長　：それではこれで、平成27年度第1回自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

【閉会　12時00分】